

「2017年アスタナ国際博覧会」日本館出展に係る専門家の公募

2015年8月19日

独立行政法人日本貿易振興機構
副理事長 宮本 聡

2017年にカザフスタン共和国・アスタナで開催されるアスタナ国際博覧会（以下、「アスタナ博」という）については、2015年2月20日付閣議了解により、幹事省を経済産業省、副幹事省を文部科学省、国土交通省及び環境省、参加機関を独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）とし、日本政府として公式参加することが決定。同年7月には、本博覧会への日本館出展に向けて、出展内容のあり方等を定める「アスタナ博日本館基本計画」が策定されました。

このたび、上記基本計画に沿って諸準備等を進める上で、国際博覧会に関わる高度な実務的見地から、ジェトロの業務を補完する専門家（以下、「専門家」という）を募集します。

ご関心をお持ちの方は、下記公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

アスタナ博日本館基本計画に沿って、ジェトロが展示設計、施工、広報・行催事、運営等の詳細を検討し、諸準備等を着実に進めていくため、国際博覧会に関わる高度な実務的見地から助言・提言、関連資料作成等を行う。

2. 委託業務内容

- (1) 幹事省、ジェトロ、関連業務委託業者等の関係者との協議（定期的開催される会合への本人出席を含む）
- (2) 日本館の展示設計、施工、広報・行催事、運営等に関する助言・提言（関連資料作成含む）
- (3) 関連業務の仕様、設計、積算根拠等の妥当性確認、所見
- (4) ジェトロの照会事項に対する回答
- (5) その他、事業目的達成に関わる業務

3. 募集人数

1名

4. 報告書の提出

- (1) 「月次業務報告書」を、所定のフォームに従い、当該月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）までにジェトロへ報告する。ただし、2016年3月分は同3月25日（金）、2017年3月分は同3月24日（金）、2017年9月分は同9月29日（金）までに提出する。
- (2) 年度毎に、「業務完了報告書」を提出。

5. 契約形態

ジェットロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

6. 契約期間

契約締結日～2017年9月29日（金）

7. 応募条件

- (1) 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- (3) 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
- (4) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。

8. 委託費および旅費等の経費支払

(1) 委託費

- ①委託費は1時間あたり15,340円（消費税及び地方消費税抜/業務に係る交通費等の諸経費を含む）。想定する実労働時間は、週8時間程度。
- ②毎月、月次業務報告書の提出を受けて、実労働時間に対して上記①の時間給（60分未満は切り捨て）で支払う（移動時間は加算されない）。
- ③原則として、契約期間中、各年度において下記の実働時間を超えないこと。なお、下記の時間分の支払いを保証するものではない。

2015年度 200時間

2016年度 392時間

2017年度 184時間

(2) 海外派遣の謝金

ジェットロが海外派遣を必要と認めた場合、海外派遣期間（本邦出発日から本邦帰着日まで）は、ジェットロの規程に基づき、謝金を支給する。なお、海外派遣期間は上記（1）の委託費は支払わない。

(3) 国内出張旅費・海外派遣費等

ジェットロが国内出張及び海外派遣を必要と認めた場合、ジェットロの規程に基づき出張旅費（交通費、日当・宿泊料等）及び出張地（海外派遣の場合、本邦・当該国間）の往復航空券（現物）を支給する。

(4) 留意事項

受託者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ①「課税事業者届出書」（写）又は「課税事業者選択届出書」（写）
- ② 納税証明書（その1：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明／税目：消費税及地方消費税、年度及び区分：直近1年度分）、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）等課税事業者であることを証明する書類

※（複数年度契約の場合）契約締結年度の翌年度以降も毎年度②を提出してください。

受託者が免税事業者である場合は、契約金額の大半が「消費税及び地方消費税」の負担

が生じない人件費相当額であることから、「消費税及び地方消費税」相当額を含む契約を行うことはできませんのでご注意ください。

なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェットロにご連絡をいただくようお願いいたします。

9. 応募方法及び選考

- (1) 公募期間：2015年8月19日（水）～2015年9月2日（水）12：00
- (2) 選考手順
 - ① 応募書類に記入の上、2015年9月2日（水）12：00までに電子メールで提出（郵送の場合は同日時必着のこと）。
 - ② 書類選考の後、面接を経て採否を決定します。（日時は別途連絡、原則ジェットロ本部（東京）にて。面接にかかわる交通費は支給しません）。
 - ③ 選考結果については採否のみを応募者本人に通知（採否理由はお答えできません）するとともに、採択者をジェットロ・ホームページ上で公表します（個人名は除く）。提出書類は返却しません。
- (3) 選考基準
 - ① 国際博覧会に関わる専門知識、経験・実績（過去に関与した博覧会、関与の内容等）。
 - ② アスタナ博、アスタナ博日本館基本計画に関わる知識、理解。
 - ③ 設計、デザインに関わる専門知識、経験・実績。
 - ④ コミュニケーション能力、協調性。

10. その他特記事項

- (1) ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守し業務を遂行する。
- (2) 本業務の履行にあたり知り得た情報について、本業務の履行の目的以外に使用してはならない。また、ジェトロの許可を得ることなく第三者に漏洩もしくは公表してはならない。
- (3) 事業のすべてもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じる。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合は、その限りではない。
- (4) 当該業務報告書の知的所有権及び事業成果はジェトロに帰属する。
- (5) 本契約は2016年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は解除することがあり得る。
- (6) 競争の公平性確保のため、本業務受託者（受託者の所属する法人を含む）は、本業務に係る業務委託契約締結後に「2017年アスタナ国際博覧会」日本館にかかる各種実施業務入札及び公募への応札応募を不可とする。

11. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および業務委託に係る諸手続きのために利用します。

12. 問い合わせ先・書類提出先（担当部課）

ジェットロ 展示事業部 アスタナ博覧会チーム（担当：山田、中崎、一瀬）

〒107-6006 港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail：FA0@jetro.go.jp

※電話、FAX での問い合わせはお受けしませんので何卒ご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）